



公共高 第 171 号

平成19年 5月28日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化における取扱いについて

このことにつきましては、平成19年3月26日付け公共高第489号にて通知しましたとおり、平成19年4月以降の入院療養等に係る診療分から実施をされているところですが、取扱いが未定であった詳細について、下記のとおり取り扱うこととされましたので通知いたします。

つきましては、所属職員への周知についてよろしくお願いします。

記

1 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化の概要

平成19年4月1日から、70歳未満の組合員及び被扶養者が、同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合で、医療費が高額療養費に該当し、自らの所得区分に応じてあらかじめ組合の認定を受けた組合員及び被扶養者について、医療機関等における窓口での一部負担金等の支払いを高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができるとされ、その額を超える部分については、共済組合から当該医療機関等に支払うこととなりました。

※ 通常は医療機関等での自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として後日共済組合から支給しています。(自動給付)

今後は、共済組合へ事前に申請することで、医療機関等で支払う額を高額療養費の自己負担限度額までとする高額療養費の現物給付化による取扱いとのどちらかを選択できるようになりました。

2 高額療養費の現物給付の対象療養

高額療養費の現物給付については、次のいずれかの療養を受けた場合に対象となります。

- (1) 入院療養
- (2) 入院療養以外の療養であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として総務大臣が定めるもの（地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の5第1項第1号及び第3号の規定により総務大臣が定める療養）

3 高額療養費の自己負担限度額

上記1の医療機関等の窓口で支払う高額療養費の自己負担限度額は、組合員の所得区分により異なります。各所得区分による自己負担限度額は次のとおりです。

- (1) 一般所得者（地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第1号に掲げる者）

80,100 円と当該入院療養等に要した費用の額から 267,000 円を控除した額に 100 分の 1 を乗じて得た額との合算額。高額療養費多数回該当の場合（地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第1号ただし書きに掲げる場合）は、44,400 円。

- (2) 上位所得者（地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号に掲げる者）：「短期給付の掛金の基礎となる給料月額が 424,000 円以上の者」

150,000 円と当該入院療養等に要した費用の額から 500,000 円を控除した額に 100 分の 1 を乗じて得た額との合算額。多数回該当の場合は、83,400 円。

- (3) 低所得者（地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第3号に掲げる者）

35,400 円。多数回該当の場合は、24,600 円。

区分	高額療養費の自己負担限度額 （ ）内は多数回該当	
上位所得者	$150,000 \text{ 円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{ 円}) \times 1\%$	(83,400 円)
一般所得者	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$	(44,400 円)
低所得者	35,400 円	(24,600 円)

※ 多数回該当であるか確認できない場合は通常の自己負担限度額の適用となります。また、世帯合算に該当する場合もそれぞれ通常の自己負担限度額の適用となります。

4 高額療養費の現物給付を受けるための要件

組合員や被扶養者が、高額療養費の現物給付を受けるにあたって、組合員証等とともに入院療養等を受ける医療機関等の窓口において、上記3の自己負担限度額を判断するために「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出する必要があります。

上記の「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、組合員の所得区分について、事前に組合の認定を受けた組合員及び被扶養者毎に交付します。

「限度額適用認定証」の交付を希望する一般所得者及び上位所得者における手続きにつきましては、別紙様式の「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」にて、所属所長の証明のうえ、共済組合へ申請してください。

なお、低所得者に係る取扱いは、別途証明書類等により要件を確認し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付することとなります。

低所得者に係る手続き等詳細につきましては、別途ご連絡いただきますようお願いいたします。

5 留意事項

- (1) 「限度額適用認定証」を交付するにあたって、申請のあった月の短期給付の掛金の基礎となる給料月額により所得区分の認定を行います。したがって、共済組合で当月の給料月額を確認するまでに時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、当該認定証の申請は適用対象者ごとに行ってください。

- (2) 適用対象者の組合員の所得区分に変更があった場合は、有効期限前であっても再度申請を行い、新たな所得区分に応じた「限度額適用認定証」の交付を受ける必要があります。

- (3) 組合員等が次に該当したときには、速やかに限度額適用認定証等を返納してください。

ア 組合員の資格を喪失したとき。

イ 組合員が継続長期組合員の資格を取得したとき。

ウ 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。

エ 適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第1号又は第2号に該当しなくなったとき。

オ 適用対象者が老人医療受給対象者となったとき。

カ 当該認定証の有効期限に達したとき。(再度申請いただくことにより、新たな認定証を交付します。)

- (4) 高額療養費の現物給付における多数回該当の取扱いについては、医療機関等において入院療養等を受けている組合員等の入院期間が3ヵ月を超えている場合など、当該組合員等が多数回該当に該当していることが確認できた場合に対応されますので、多数回該当の要件が確認できない場合には、通常の高額療養費の自己負担限度額による適用となります。

このような場合には、差額の高額療養費について自動給付により後日共済組合から支給します。

なお、組合員とその被扶養者から構成される世帯において、同一月内に複数の医療機関等から高額療養費の現物給付を受けた場合や、複数の者について高額療養費の現物給付を受けた入院療養等以外に高額療養費の世帯合算の対象となる療養を受けた者がいる場合など、高額療養費の現物給付における世帯合算の取扱いについても、多数回該当と同様に差額の高額療養費を自動給付により後日共済組合から支給します。

- (5) 保険医療機関等から入院療養等を受ける際に医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等の提出がなかった場合には、高額療養費の現物給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組合員証の記号番号			
組合員氏名		性別	男・女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
所属機関	名称		
	所在地		
申請の日の属する月の給料月額		円	
適用対象者氏名		性別	男・女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
入院期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合高知支部長 殿 平成 年 月 日 組合員 住所 氏名 ㊟			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 年 月 日 所属機関の長 職名 氏名 ㊟			